

京都市告示第 55 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成30年4月11日

京都市長 門川 大作

臨時に休館する日 平成30年4月18日（水）及び同月19日（木）

（歴史資料館）